

二 自然災害

1 明治以降の自然災害

表8は、東予市域に影響を与えたと思われる明治以降の自然災害を年代順に表記したものである（明治より以前は歴史編「近世」参照）。

表8 明治以降の自然災害年表

年 号	災 害 の 概 要
明治二年（一八六九）	多雨米作不能。
六年（一八七三）	一―五月ごろまではほとんど降雨なし。

七年（一八七四）	一〇月大風雨・洪水。大暴風雨。
一六年（一八八三）	大旱魃。
一七年（一八八四）	八月二六日大明神川下川原堤防四〇〇間決壊、被害地のうち約一町歩荒地となる。七町歩は一時浸水・被害戸数九〇戸。
一九年（一八八六）	九月二四日大明神川堤防決壊。
二一年（一八八八）	九月二四日大風雨・大明神川堤防決壊。
二三年（一八九〇）	九月一日大明神川上・下川原堤防三〇〇間決壊、被害戸数五〇戸。霖雨。
二六年（一八九三）	早魃のあと洪水に見舞われる。一〇月一四日大明神川上・下川原・三島倉六〇〇間決壊、新開海岸堤防

二七年(一八九四) 決壊、被害地六五町歩。
 二八年(一八九五) 七月大明神川出水。
 二九年(一八九六) 暴風雨・洪水。中山川決壊、田畑・
 三〇年(一八九七) 家屋被害甚大。
 三一年(一八九八) 暴風雨・洪水。
 三二年(一八九九) 大明神川新開門樋土砂で埋まる。
 三三年(一九〇〇) 大明神川上下川原堤防三〇〇間決
 三八年(一九〇五) 壊。被害地五町歩、被害戸数五〇戸。
 六月地震。 暴風雨、中山川氾濫。
 八月大明神川堤防二五間決壊、門樋
 土砂で埋まる。
 八月一五日吉田土手決壊、流出家屋
 (吉田七・石田納屋一) 切れ田は七
 か年免租、土砂を冠った田は二か年
 免租。
 大風雨。
 地震(安芸灘)。
 中山川角部土手決壊、切れ口約一〇
 〇メートル。
 風水害。
 九月中旬蛭子(西条市)の太平新開
 決壊、蛭子今在家は浸水。
 八月六日地震。
 大風雨。
 六年(一九一七)

七年(一九一八) 暴風雨・洪水、台風による被害甚大。
 八年(一九一九) 洪水。
 九年(一九二〇) 四月一八日地震(四阪島付近)。台風
 四度襲来。豪雨による被害。
 一三年(一九二四) 早害甚大。
 一五年(一九二六) 大早魃・畑作物被害甚大。
 二年(一九二七) 雷雨性の豪雨。
 三年(一九二八) 風水害・霜害。
 四年(一九二九) 夏期の雨量少、稲作・畑作物の被害。
 八年(一九三三) 四月二五―六日大雨洪水。一〇月二
 〇日暴風雨洪水
 九年(一九三四) 大早魃。七月二七―八月三〇日の雨
 量、今治一ミリ・松山二ミリ。
 九月二一日暴風雨・洪水(室戸台
 風) 稲作被害甚大。風速三〇メート
 ル/秒以上。最低気圧六八四ミリバ
 ールを記録。
 二月二七日地震(安芸灘) 九月一
 日暴風雨・洪水。
 七―八月早魃、農作物被害大。
 六月二五―二九日台風による風水
 害。
 九月二〇日台風による風水害。
 九月一七日フエーン現象による稲作
 被害(枕崎台風)。
 一〇月一〇日暴風・洪水(阿久根台

四〇年(一九〇七)
 四二年(一九〇九)
 大正 元年(一九一二)

二七年(一九四六)
 二四年(一九四九)
 二五年(一九五〇)
 二六年(一九五一)
 二七年(一九五二)
 二八年(一九五三)
 二九年(一九五四)
 三〇年(一九五五)
 三一年(一九五六)
 三二年(一九五七)
 三四年(一九五九)

二二年(一九四六) 一二月二一日南海大地震。
 二四年(一九四九) 六月デラ台風、雨量は多くないが、
 台風は時速六〇キロで接近、風力大、
 門司・高浜航路、青葉丸転覆。
 二五年(一九五〇) 九月三日ジェーン台風。
 九月一三日キジャ台風、河川、海岸
 堤防決壊。
 二六年(一九五一) 七月二日大雨・洪水(ケイト台風)。
 一〇月一四日暴風雨・洪水(ルース
 台風)、風の被害特にひどい。
 二七年(一九五二) 七月大雨・洪水。
 二八年(一九五三) 六月七日暴風雨・洪水(台風二号)。
 九月二五日台風一三号。
 二九年(一九五四) 八月一八日台風五号。九月一三日台
 風一二号。
 九月二六日台風一五号(洞爺丸台
 風)、洞爺丸沈没。
 三〇年(一九五五) 九月三〇日二二号台風。一〇月三日
 台風二三号水稲・果樹被害大。
 三一年(一九五六) 九月一〇日一二号台風、石鎚山雨量
 八〇〇ミリ。海岸高潮。
 三二年(一九五七) 八月二四日台風九号暴風雨・洪水。
 水害があった。九月六、七日台風一
 〇号。
 三四年(一九五九) 八月八日台風六号、暴風雨・洪水。

三六年(一九六一) 九月二五日伊勢湾台風。
 三七年(一九六二) 九月一六日第二室戸台風、暴風雨・
 洪水。
 三九年(一九六四) 六、七月大雨洪水。
 四〇年(一九六五) 九月二五日暴風雨・洪水(台風二四
 号)。
 四一年(一九六六) 八月六日台風一五号強風、九月一七
 日台風二四号。
 四二年(一九六七) 九月九日暴風雨・洪水(台風一九
 号)。
 四三年(一九六八) 九月一八日大雨・洪水(台風二一
 号)。
 四五年(一九七〇) 大早魃七月二六日―九月一日四八
 日間降雨なし(松山気象台最長期記
 録)。
 四七年(一九七二) 二月一五日常雪、低気圧「台湾坊
 主」の発達による雪害(特に山間部)、
 山林被害甚大、平坦地交通麻痺。
 四八年(一九七三) 四月一日地震(日向灘)。八月六日地
 震(宇和島湾)。
 四九年(一九七四) 四―七月長雨、八月二日暴風雨・
 洪水(台風一〇号)。
 九月八日集中豪雨。
 七―八月早魃。
 九月一日台風一六号、強風による被
 害・屋根・看板等の破損。九月九日

三六年(一九六一)
 三七年(一九六二)
 三九年(一九六四)
 四〇年(一九六五)
 四一年(一九六六)
 四二年(一九六七)
 四三年(一九六八)
 四五年(一九七〇)
 四七年(一九七二)
 四八年(一九七三)
 四九年(一九七四)

九月二五日伊勢湾台風。
 九月一六日第二室戸台風、暴風雨・
 洪水。
 六、七月大雨洪水。
 九月二五日暴風雨・洪水(台風二四
 号)。
 八月六日台風一五号強風、九月一七
 日台風二四号。
 九月九日暴風雨・洪水(台風一九
 号)。
 九月一八日大雨・洪水(台風二一
 号)。
 大早魃七月二六日―九月一日四八
 日間降雨なし(松山気象台最長期記
 録)。
 二月一五日常雪、低気圧「台湾坊
 主」の発達による雪害(特に山間部)、
 山林被害甚大、平坦地交通麻痺。
 四月一日地震(日向灘)。八月六日地
 震(宇和島湾)。
 四―七月長雨、八月二日暴風雨・
 洪水(台風一〇号)。
 九月八日集中豪雨。
 七―八月早魃。
 九月一日台風一六号、強風による被
 害・屋根・看板等の破損。九月九日

五〇年（一九七五）	台風一八号。六月二四日大雨、海岸線沿いの水田冠水約一か月。八月一七日台風五号降雨量大、市街地の中心部床下浸水、農作物の冠水広範囲。
五一年（一九七六）	九月一〇―一三日台風一七号大雨による被害大。
五二年（一九七七）	六月一六―一七日豪雨による災害、平野部で一〇〇ミリの豪雨。
五四年（一九七九）	八月二四日台風七号風速一〇メートル/秒、高潮による浸水。六月二七日―三〇日梅雨前線豪雨災害。九月三日台風一六号、収穫前の農作物の被害。一〇月一八―一九日、台風二〇号豪雨による被害。
五五年（一九八〇）	七月二日梅雨前線豪雨、集中豪雨により農業用施設の崩壊。七月一〇日集中豪雨、農業用施設の崩壊。八月二七日集中豪雨、農業用施設（水路）の崩壊。

五六年（一九八一）	九月一〇―一一日台風一三号、河川氾濫・床下浸水。
五七年（一九八二）	一〇月一四日台風一九号河川氾濫、床下浸水・農作物の被害。
五八年（一九八三）	二月二六日―三月一日異常低温と降雪被害。
五九年（一九八四）	八月二七日台風一三号床下浸水。九月二四―二五日台風一九号暴風雨。
六〇年（一九八五）	九月二七―二八日台風一〇号豪雨、河川・農業施設に被害。一月一九日、三一日積雪被害（農作物・農業施設）。六月二二日梅雨前線による集中豪雨、床下浸水・道路決壊二・田流失三か所。六月二五日梅雨前線による大雨災害。

2 大きな災害

ここでは自然災害年表の中から、特に大きな災害をもたせたものを拾い出して、その被害状況などについて略記する。

(1) 中山川角部土手の決壊

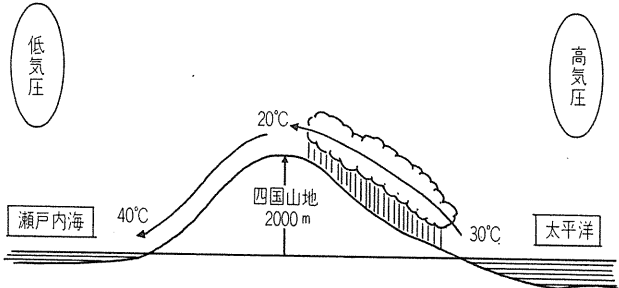
大正元年（一九一二）九月二十二日夜、悪水樋の南側、角部土手が約一〇〇メートルにわたって決壊した。氾濫した水は、蛭子（西条市）・今在家へ流れ込み、広江川の今在家側土手、海岸の堤防を押し流した。今在家では、ほとんどの家が床上浸水し、低い家では屋根を破って助けを求めた者もいたという。人々はしばらくの間、二階へ避難したり田舟で往き来した。海岸堤防の流出部分は潮の干満ごとに広がり、切れ口は一〇〇メートルにも及び、潮止め工事には八〇潮の日時（約四〇日間）を要したという。海水につかった水田からは、反当二、三俵ほどの収穫しかなかく、こういう状態が数年間続いた。

(2) フェーン現象による稲作被害

昭和二十年（一九四五）九月十七日夜半、枕崎台風が本県北西部を通過した。枕崎台風がもたらせたフェーン現象によって、当地方のまだ充分実の入ってない稲穂が、白く立ち枯れになるといふ被害を被った。

フェーンとは、山の斜面を吹きおろる高温乾燥の強風のこと、瀬戸内海沿岸では、大きな低気圧が瀬戸内海を通過

図18 フェーン現象



湿った空気が四国山地を越える場合、山の風上側では、断熱膨張によって気温が下がり雨を降らせる。このとき気温は100mにつき約0.5℃の割合で下降する。山を越えた気流は断熱圧縮によって今度は100mにつき1℃の割合で気温を上昇させながら吹きおろる。

過した時に起こる。昭和二十五年のキジア台風襲来の際も同じような被害を生じている。フェーン現象による大きな被害はその後記録されていないが、熱気を帯びた南風（「ようず」と呼んでいる）の吹く年は、稲やその他の農作物の出来が良くないといわれている。

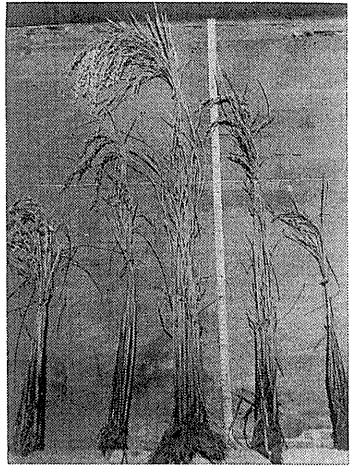


写真6 塩害による稲の被害
中央が正常な稲、他は被害稲



写真7 大潮時の堀川 (昭和29年)

壊七九〇戸、道路等破損一九一か所に及ぶ被害となった。当市域でも壬生川町の死者五人・負傷者一五人・全壊半壊家屋五七〇戸、国安村の死者四人・負傷者一〇人・全壊半壊家屋八四戸をはじめ、多くの被害を生じた。

この地震で四国全体に地殻変動が起こり、高知県の室戸岬・足摺岬付近が南上りに六〇〜一〇〇センチ隆起し、徳

る。

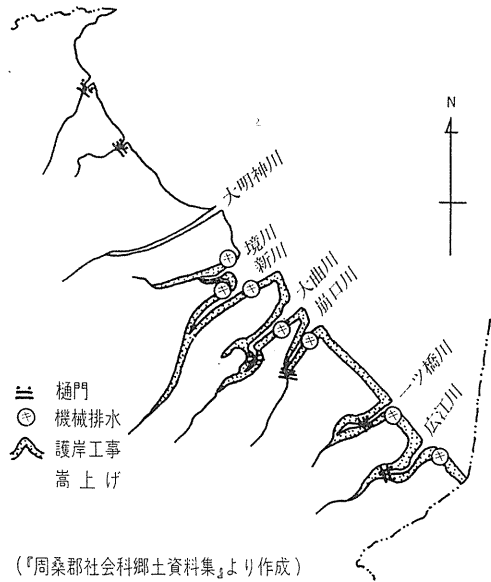
(3) 南海大地震による被害

昭和二十一年十二月二十一日午前四時一九分、和歌山県沖の熊野灘でマグニチュード八・一の大地震が発生し、東海・近畿・中国・四国などの各地に大きな被害をもたらした。愛媛県地方は、震度四(中震)から五(強震)の地震に襲われ、死者二六人、負傷者三二人、家屋全壊五五三戸、半

(4) キジャ台風による海岸堤防決壊

鳥島の日和佐・牟岐地方、燧灘に面する東予地方は八〇〜一〇〇センチ地盤が沈下した。この地盤沈下による影響は、飲料水・水田への塩分の浸透(塩害)や、あるいは、豪雨・高潮時に浸水となり現われた。そのため、護岸工事・樋門や機械排水設備の整備・堤防のかさ上げなど地盤変動(沈下)対策事業が実施された(図19)。

図19 地盤沈下対策事業の概要



(『周桑郡社会科郷土資料集』より作成)



写真8 田舟で登校する生徒 (広江)

昭和二十五年九月十三日十四日、暴威を振るったキジャ台風は、中心気圧九四〇ミリバールで九月十三日九州に上陸、十四日九州北部より中国地方の西端をかすめて日本海を北東進した。東予市域では、南海地震による地盤沈下で海岸堤防の補強が十分出来ていなかったところで、高潮と暴れ狂う怒濤のため海岸地帯に大被害を残した。堤防決壊で大被害を受けた広江地区の当時の状況を『周桑郡社会科郷土資料集』に丹下和光は次のように記している。

昭和二十五年九月十三日キジャ台風が襲って来た。海岸部落の消防団員は暗夜暴風雨をつけて海岸堤防の警戒にあたった。中でも広江部落の警戒堤防は延

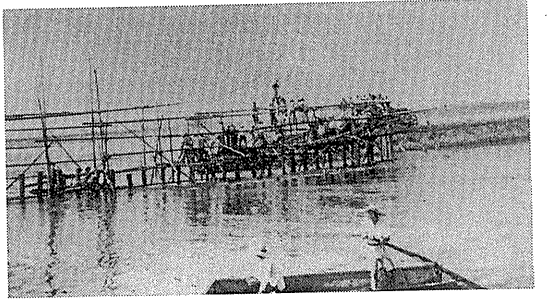


写真9 3度目の潮止め工事(広江)

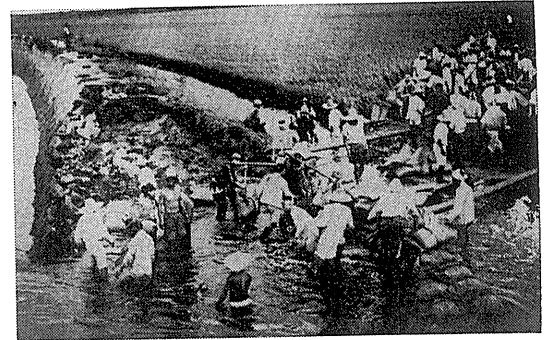


写真10 堤防復旧工事(壬生川境川)

決壊堤防の潮止めのため郡内各町村より消防団員が応援にきた。地元では婦女子まで総出動で対岸の旧飛行場跡で、^{かま}俵に土をつめ土袋を作り舟で運んで昼夜兼行で決壊堤防に積み潮止め工事をしたが、激しい潮流のため度々失敗した。四回目に三吉を組み土袋を投入してやっと成功した。
吉井公民館保存のアルバムに「部落総出動で応急処置をし海水が湧き出る堤防に抱き付きせきを作って危いところを喰い止めた」と写真説明に当時の状況を記している。

長二キロに及ぶ上に暗夜のことで警備は困難を極めた。上げ来る高潮と暴れ狂う怒濤を堤防にたたきつける暴風(東風)のため消防団員の努力も空しく遂に広江川口堤防三〇メートルが決壊してしまった。収穫近い八〇ヘクタールの稲田は浸入する海水のため忽ち湖と化し、北塚部落は湖上の孤島となった。潮流の流勢が強く決壊箇所を潮止め工事はなかなか成功しない。家屋の浸水は一週間にも及び、子供たちは田舟で登校した。水稲は全面積枯死して収穫は皆無であった。

で海水が来ていた。十三日夜は台風による東の強風で波濤と満潮時で高潮となり、大雨で河川の増水が重なり、広江川・崩口川・大曲川・新川の河口はどこも決壊の危機があった。北条新田堤防も土袋と各戸より持ち出した畳などで必死の防備をした。「土堤を海水が越しかけた所へ人が伏せて人体で防いだ。風向きが旭方向(東)より北向き(北風)になって危機を脱した」と当時消防団員で活躍した人は言

っている。

(5) 台風一七号水害

昭和五十一年(一九七六)九月三日、カロリン諸島で発生した台風一七号は発達しながら西西北西に進み、十日の夕方鹿児島南西約二〇〇キロに達したが、その地点で十二日まで停滞するという異常な動きをみせた。この台風の接近によって折から日本列島沿いに停滞していた前線が刺激さ

れ、強い雨が西日本を中心に断続的に降り続け、県内では東予地方で大雨による被害が続出した。
当地方では、八日から降り始めた雨が十二日までの五日間に平地部で七〇〇〜八〇〇ミリ、山間部では一〇〇〇ミリの超えるという記録的な豪雨となり、市内各所に未曾有^{みぞう}の災害をもたらした。被害が激しかったのは新川・大明神川・北川など主要河川の流域で、特に山間部では道路の崩

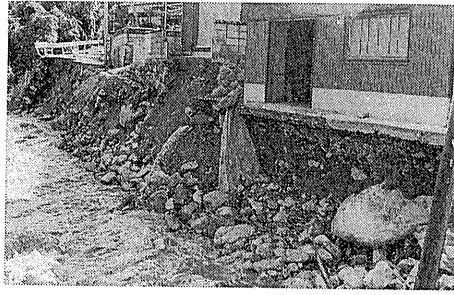


写真11 道路の崩壊(市道三芳~河之内線 佐川)

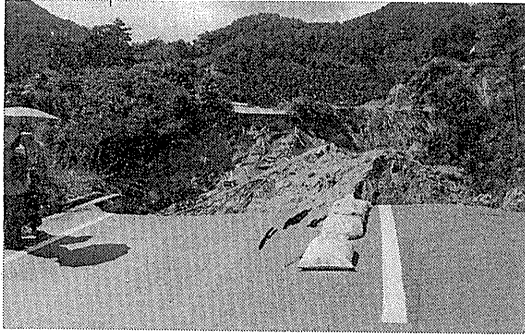


写真12 流失した大規模農道(実報寺)

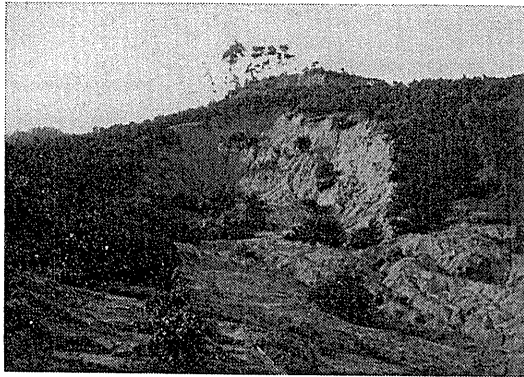


写真13 みかん畑の流失(上市)

表9 台風17号被害状況

区		分		被 害	
人的被害	死者	不明者		0	人
		方不明者		0	
	負傷者	重傷		2	棟
軽傷			1		
住家被害	全半一部一床上床	壊		1	棟
		壊		2	
		破損		9	
		浸水		245	
		浸水		2,680	
そ	田	流出埋没		8	ha
		冠水		451	
の	畑	流出埋没		4	か所
		冠水		8	
他	道橋河砂水山農温公	りよ		95	か所
		川		6	
		防		68	
		道		30	
		れ		5	
		設		112	
そ	林泉共	施		255	千円
		施		13	
		設		8	
農林水産業施設		1,179,650		千円	
公共土木施設		1,105,440			
その他公共施設		48,380			
小 計		2,333,470			
そ	農林畜水商	被害		420,403	千円
		被害		2,000	
		被害		ε60	
		被害		7,000	
		被害		45,000	
他	その他	被害		65,000	
		被害		65,000	
被害総額		2,873,733			

—市役所総務課—

表10 避難命令の発令状況

	月・日・時間	地 区 名	避 難 場 所
避難命令	9月11日 12:00	河之内、天川	庄内小学校、公民館、実報寺
〃	〃 〃	壬生川、喜多台	壬生川小学校、公民館、国安小学校
〃	〃 14:00	上市、広岡、石延、安用	吉岡公民館
〃	〃 18:00	河原津北、成福寺、六軒	楠河小学校、河北会館
〃	9月12日 7:00	佐川橋より上域	庄内小学校、公民館
解除	9月13日 6:30	全域解除（避難者 1194人）	

—市役所総務課—

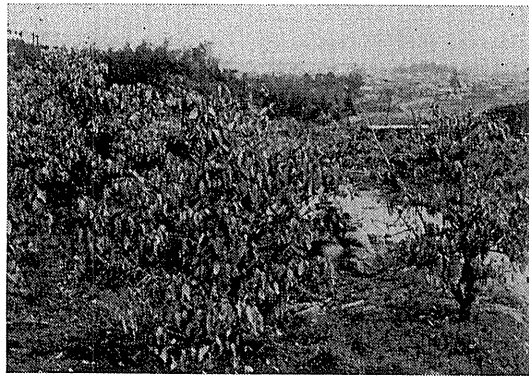


写真14 褐変した伊予柑（上市）

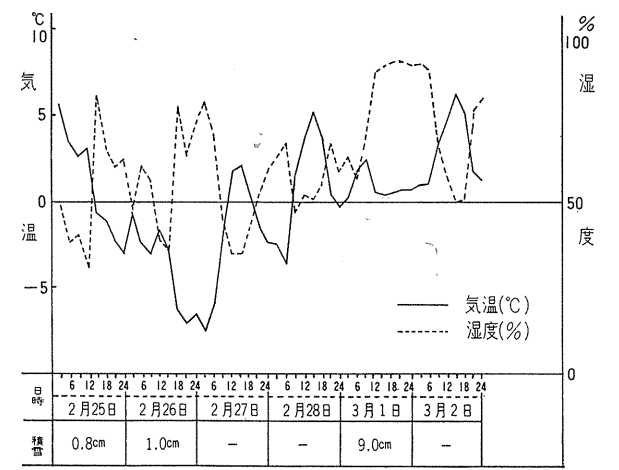
壊・橋梁の破損・土砂崩れ・みかん畑の流失などが相次ぎ、十一日から十二日にかけて被害の心配される地域の住民に対し避難命令が出された(表10)。

(6) 昭和五十六年の異常低温

大型の寒波による影響で、昭和五十六年二月二十五日から二十八日にかけて、当地方は異常低温に見舞われた。気温は二十五日の午後から低下し始め、二十六日は終日氷点下となり、二十七日午前一時四〇分には最低の氷点下八・

二度を記録した(図20)。そのため市内各地で水道管が凍結破損するといふ被害が多発し、その数は推定で三〇〇〇件にものぼったといわれている。この異常低温に続いて三月一日の積雪が重なったため、農作物にも被害を生じ、特に柑橘類は大きな損害を被った(表11)。

図20 気温、湿度（昭和56.2.25～3.2）



—「周桑消防署」—

表11 異常低温による被害

	被害状況	被害額	備考
果樹（柑橘類）	239ha	493,252 千円	樹体被害
野菜	117ha 75.5 t	51,985	イチゴ、フキ
麦類	30ha	1,647	裸麦
園芸関係	3か所	2,200	ビニールハウス
被害総額	—	549,084	—

—市役所総務課—

種類	一里の駄賃	説明
乗かけ	三三文	馬に客が乗り荷物二〇貫、合わせて重さ三六貫くらいまで。
軽尻 (空尻)	二一文	馬に客が乗って荷物は五貫まで。荷物だけの場合二〇貫まで。本馬の三分の二。そのうえ蒲団など二、三貫増してもよい。
駕	三三文	
本馬	三三文	荷物一駄分で目方四〇貫まで
人足	十六文	人足賃は本馬の半分、目方は五貫まで

運賃の例

区間	距離	本馬	軽尻	人足
小松↓田野	二里六町	六九文		
小松↓西条大町	二里	六四文		
小松↓壬生川	一里三〇町	五九文	三八文	二九文

10 自然の災害と疫病

科学技術の進歩した今日でも、自然の災害は多い。まして、それが未発達であった江戸時代の庶民は、地震、暴風雨、洪水、旱魃、火災、疫病などの猛威に翻弄され、生活を根底から覆される場合も多かった。表35にある災害だけ

を見ても、その多さに驚く次第である。

中でも、天災と飢饉は、表裏一体的につながっていて、異常気象は直ちに農作物に影響を及ぼし、大なり少なり飢饉、凶作に関連してきた。特に、瀬戸内に面した当地方は、早害と台風とそれに伴う洪水の被害を受けやすい所であるので、よほど恵まれた年以外は、平年作以下凶作の年が多かった。

米づかい経済の江戸時代において大飢饉は、世情不安を呼び支配体制を揺るがすことにもなりかねないので、幕府や藩は、地方支配の最重要課題を治水や早害防止に置いて、農作物の生産を確保するよう普請(土木)事業に力を入れた。

しかし、自然の猛威の前にはどうすることもできないと気がたびたびであった。それらの災害について、断片的に残っている記録などからまとめみたい。

(一) 地震

(1) 天正十四年(一五八六)の大地震
M7.9の大地震であった。文禄四年(一五九五)の『周

敷郡吉田郷弘江村坪付帳』をみると、塩入地六反、日焼地一町二反、荒地一〇町二反など全耕地の三〇パーセントが収獲なしと記されていて、この地震の後遺症ではないかと推測される。

(2) 文禄五年(一五九六)慶長元年の大地震

この地震はM7.0で、京畿、四国、九州が被害甚大であった。歌舞伎の「地震加藤」で有名で秀吉が居た伏見城では五七三人が死亡し堺の町では六〇〇人、豊後大分方面では津波と地盤沈下のために瓜生島と久光島が海底に没し、瓜生島では七〇八人が死亡したと言われる。この年は、諸国に霖雨が続いて洪水が起り、岩木山や浅間山が噴火して災害の多い年であった。

当地方でも、広江村の『密林山徳蔵寺由来記』の中に「慶長元丙申七月上旬大地震動、村宅湮没、寺社亦不免故目、庶民遷居構今之二村」とあって、現在元広江というホノギの場所に村があったが、この地震のために地盤沈下で低湿地になったので、土地の高燥な現在地に集団移転をしたことを伝えている。

また、『多賀村郷土誌』の鶴岡八幡神社の項に「文禄四年

閏七月九日戌刻、震災のため壮大なる宮殿、宝蔵、神器、記録に至るまで大半顛倒して地中に陥没す。」とあるが、文禄四年は文禄五年(慶長元年)の間違いである。今の部落の下にある「神主屋敷」「島居の本」などのホノギのある場所に鎮座していたのを現在の地に遷座して社殿を復旧したと記している。

この二つの記録から、広江・北条など海岸近くの場所が、地が裂けたり、地盤沈下の被害の大きかったことがうかがえる。

(3) 慶長十九年(一六一四)の地震と津波

『多賀村郷土誌』の厳島神社の項に「御津屋は豊公四国平均の頃大革命有りて北条村より分村す。此地丹生川保に隣り、人家多き所なるも、慶長十九年十月二十五日、大震災のとき、海上荒れて大波打来り、田畑及人家流失、人死多く其跡荒果てたるを領主加藤嘉明の命に依って奉行徳本三郎兵衛開墾す。又寛永二年(一六二五)三月十八日、再度震災ありたるも、人家も追々に出来、回復して今は三津屋と呼ぶ。」とある。

これは、北条川の河口近くに古三津屋と呼ぶホノギがあ

表35 近世災害史年表 (荒川秀俊著「災害の歴史」「愛媛社会経済年表」)
その他郷土資料から作成

▲地震(M=マグニチュード) □風水害
●火災 ×飢饉 △干魃

Table with 4 columns: Year (年代), Event (事), Year (年代), Event (事). It lists various disasters from 1586 to 1866, including earthquakes, floods, and famines.

るが、そこに元の三津屋部落があって、地震と津波で壊滅したので、西方の土地の高い現在地に移転したことを物語るのでないだろうか。また、この地震で道後温泉の湧出が止まったことを『松山叢談』『伊予温故録』は記している。

(4) 宝永四年(一七〇七)の大地震

この年、富士山が噴火して宝永山ができた。十月四日東海道、畿内、南海道にM八・四の大地震と津波があって、潰家二万九〇〇〇戸、死者四九〇〇〇人の被害があった。当地方の家や人畜の被害は不明であるが、当時広く造成されていた新田は、地盤沈下と堤防の痛みによって大きな被害を受け、中には壊滅した新田もあった。個々の新田の被害については「新田開発」の項で述べたので省略する。

なお、大明神川河口方面でも、地震と高潮の被害から左岸の高須に住んでいた垂水家と樋ノ口にいた豊田・荃田家が、六反地に移住したと伝えられる。この地震の後、地盤沈下と高潮を防ぐために、広江川河口や三津屋港付近は、堤防の嵩上げ工事や石垣に改修する工事が行われた記録があることから、ほかの大川の河口も同様な工事が行われた

と推定される。

(5) 安政の大地震

嘉永六年(一八五三)は、「たった四はいで夜も眠れず」と狂歌に詠まれたペリーの浦賀来航の年であり、翌七年(一八五四)は開港条約が結ばれ、攘夷論で世情騒然の年であった。この年(寅年)の十一月四日、東海道、東山道、南海道にM六・九の大地震が起こった。倒壊流失家屋八三〇〇戸、焼失家屋三〇〇〇戸、死者一万、沿岸には津波があった。翌五日にも、伊勢湾から九州東部にかけて大地震が発生し、全壊一万戸、火災六〇〇〇戸、大坂湾は大津波で流失戸数一万五〇〇〇、激甚地の一つ紀伊国有田村では、庄屋浜口儀兵衛が稲むらに火をつけて村民を津波から救った話は余りにも有名である。しかし、この不吉な地震のために、十一月二十七日に安政と改元した。ところが、安政二年十月二日に、また江戸を中心とした大地震があって、死者七〇〇〇〇人に及び、有名な藤田東湖も圧死した。

この三つを安政の三大地震と呼んでいるが、いずれも大正十二年の関東大震災に匹敵するものと言われている。この安政の大地震について当地方の状況を示す記録を紹介す

ると次のようなものがある。

ア 御神用並公私用向之日記

これは、小松高鴨神社主鴨重徳の日記である。

十一月四日五ツ時、地震しばらくゆる。五日七ツ時、大地震ゆる。夜も五度ゆる。小松町の惠美須宮鳥居倒れ、玉之江村南春宮の鳥居もなびく。六日も終日ゆる。夜もゆる。七日少しゆる。一度は大分ゆる。八日もゆる。藩より当社に於て二夜三日御祈禱仰付らる。九日も昼夜。十日も少しゆる。十一日夜もゆる。十二日もゆる。十三日夜。十四、十五、十六日夜。十六日大風・大雪。十七日大雪。此度地震には御上を始め、御家中、在町も残らず小屋住居なり。十七日の夜。十八日の八ツ時。十九日夜。廿日夜。廿一日夜。廿二日夜。此度の大地震当家支閔、二間床かまち落ち、かき落し候也。門の西脇、長屋考間半に四間半倒れ候也。廿三日夜。廿四日夜。廿五日大雷鳴。廿六日夜ゆる。大雪。廿九日地震之儀決とまり而咄とま不相成候と御上より御触有おほ之候也。十二月一日夕方ゆる。二日暮六ツ前と夜ゆる。三日四ツ時ゆる。四日夜数度。五日夜少し。六日同上。七日同上。八日同上。九日朝少し、十日九ツ時大ゆり、夜二度ゆる。去る四日より今日迄三十六晝夜地震ゆり候。誠に恐しき事

大津浪ニテ舟数多ク損シ……………」とある。

エ 大新田村の堤防の被害

十一月五日申の刻に大地震があつて、海岸の堤防および人家の破損はおびただしかった。海岸堤防の復旧工事は、海岸御用掛として古田村庄屋芥川彦左衛門、壬生川村大庄屋一色新平、大新田庄屋岡田貢、郷筒長尾岩八らが中心になつて、十二月から用石は今治藩領比岐島のものを使用して着工した。総工費は玄米五五〇俵分であつて、大新田村年貢の約四か年分に当たり、当時の米価一俵藩札六〇匁につき三三貫匁に当たつたという。

(1) 河川による水害

周桑平野を貫流する大明神川・新川・中山川は平素はこの広い平野を潤して、豊かな穀倉地帯を育んでいるが、長雨や大きな雨台風の場合には、暴れ川となつて大きな被害を与えたことも多かった。これらに関しては極めて断片的であるが次のような記録が残っている。

(1) 大明神川のはん濫

国安の式内周敷神社の由来記に「当社は国安、高田両村

に候。十一日今日はゆらず候。大方相治り候也。十二日夜五・六度ゆる。十三日五・六度ゆる。十四日夜強く長く地震ゆる。十七日夜二度ゆる。二十日夜ゆる。廿一日、廿二日夜ゆる。廿三、廿四日夜ゆる。廿五日門松立、当日より年号相改安政元年と被おほ仰出候。三十日先日より日々、夜々ゆる。当日朝五ツ時大分強くゆる。翌年正月も大朔日より廿日迄日々夜々地震ゆる也。

この日記によつて、当地方で寅年の大地震と呼ばれている安政の大地震の約三か月間の様子がよく分かる。中でも雪の降る寒期に、殿様を始め、御家中、在町の者もみんな小屋住いをしていふことや、藩から地震に関する流言蜚語を禁止する通達を出していることなど興味深い。

イ 広江村庄屋好右衛門の手記

十一月五日七ツ半地震。月を経て止まず。沖手は内堤破損。庄屋宅傾倒。修理の際藩より良材を賜う。

ウ 福王院黒田家の『大地震控』

黒田家の土地台帳の中に『大地震控』として「嘉永六年寅十一月五日昼七ツ半、七日朝四ツ時前代未聞の大地震。当国に於ては、格別成事も無御座候得共其節に於ては、地裂ヶ、家、蔵、納屋杯押潰し、人馬多ク損シ候。大坂表

の中央の地に鎮座せし処、永禄十二(一五六九)己巳歳大明神川氾濫洪水の為に流没し、社地田面と共に白砂の地となる。村上に鎮座せる藤原天王の側に仮殿を営み祀る……。」とあつて旧社地には周布田、鳥居本などのホノギが残っている。

このことや上市、桑村辺りに扇状地が展開していることを考えると、上流山地が花崗岩である大明神川は、天井川となつて、過去においてしばしば右岸にはん濫したことを物語っている。

(2) 中山川のはん濫

ア 田野村『野口庄屋文書』から

元和二辰年洪水ニ而川之切込、道満寺並人家御田地影敷流失仕候。川根谷出水・高松村江押抜川口潰シ、入津出船止候ニ付、銀子三拾五貫目被おほ下置おほ掘明申候。

御用掛 山名五郎右衛門殿

とあつて、光下田にあつたと言われる道満寺を始め、人家や田地の流失を伝えている。寛永三年(一六二六)にも大洪水で長野村が流れている。また、加藤嘉明が統治していたこの時代に、玉之江堤や広江の塩堤が切れて、その復旧に

重臣足立重信が活躍したことは前に述べたとおりである。

イ 『小松藩会所日記』から

享和元年（一八〇一）八月二十日、豪雨と台風のため「吉田村六道大刳先少々痛、長田前新刳之上打付三ヶ所ニ而九間崩、同所下打付二ヶ所ニ而十一間崩。」二十二日の正式報告では六道の外堤（新堤）が九四間程切れて六道付近の稲は全部流失したことを記し、併せて北条村の北新田小堤三〇間と、今在家村では切所三〇間、腰切れ七五間の被害を記録している。

ウ 今在家庄屋『永々誌日記覚帳』から

氷見村分であるが、中山川左岸の太兵衛新田の堤もよく決壊して、隣接する今在家村、広江村はその影響を受けたことがこの『覚帳』から読み取れる。

（二七八六）天明六年午ノ九月六日大雨ニテ、七日朝五ツ時太兵衛ノ前切レ、当村ハ水ぬまひ、水ぬまい中痛み小見付ノ儀、頼、九月七日より同晦日迄御見分二、三度御出、五拾八石之御用捨被仰付候。

（二七八八）天明八年申ノ七月廿三日、夜之五ツ頃より大水ニ付、廿四日九ツ時小松御奉行所より廻り方見届ケニ御越、御代官

じてあった。

なお、この三村の海岸堤防は藩普請であるので、寛政八年（一七九六）八月九日から「大暇見」と称して、奉行以下

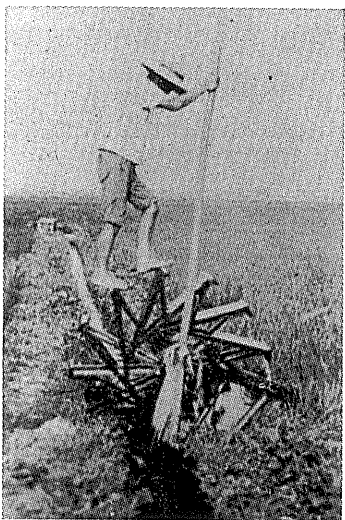


写真82 水 車

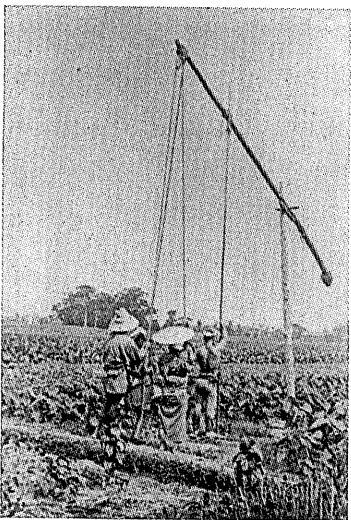


写真83 瓶 釣 刻

近 世

より北条東西へにぎりめし式百五拾、吉田へは、かゆ四斗を仰付けて御越、一人前二はい宛。但し近来ノ大水、新田惣無、本田ニテ百三拾五石余之御取米。

（二七九九）寛政十一年八月十八日十九日迄大暴風雨ニテ十九日四ツ時、宮ノ下太兵衛新田東土手切込水押込下縄表底石迄ぬまい候得共、切場バ切り不申大樋ニテ吐キ、廿一日之朝迄ニ荒水ハ吐キ申候。右ニ付不作仕、拝借願有之通り御貸シ。三拾石五年賦御貸シ被下、村方無尽も取遣御引取候。

以上のように太兵衛新田の堤がたびたび切れて被害を受けるので、広江村庄屋久米弥介は、天保十年（一八三九）に氷見の大庄屋高橋政実と相図って、中山川左岸川すそに北堤を築いて被害を防いだ。

(3) 水害の対策

各藩とも、予防工事として毎年正月に役人が領内の河川堤防を巡視し、破損の憂のある箇所を選定し、藩費で修繕した。小松藩では洪水の場合、郷村掛りの役人が現場に出張して手当てなどを指図した。また、平素から今在家、広江、北条新田などには小舟などを用意させるとともに、非常の場合には最寄の村々から炊き出しをして送るよう命令

役人が海岸堤防を見分点検する行事が始まり、以後毎年実施されるようになった。

(三) 旱害と人工灌漑

(1) 人工灌漑

周布村を始め、吉田村・石田村周辺は、瀬戸内式気候と呼ばれる寡雨地帯の中でも、屈指の用水難のところであった。

平素は、中山川の流水を井堰によって直接導入せず、専ら伏流水が湧出する泉の水を主要な灌漑水源としていた。

しかし、旱魃の場合には、湧水の勢いも衰えてくるので、危急を救う手段として、碓舂（水車）で揚水したり、田ごとの隅に掘ってある井戸水を勿釣瓶（水車）でくみ上げる人工灌漑に切り換えて、苦闘しながら稲を育てていた。その状況を『西条誌』は次のように述べている。

石田村

用水拾二ヶ所にあり、その内に瓢箪池というは、最も大なり。形の似たるを以て名づく。かく用水沢山に見ゆ

れども、早魃には水減じ、碓舂（水車）もしくは桔槔（はねつるべ）を以て、稲田にはね取る。農民労苦ある事なり。

周布村

用水 当村井手掛りあしく、泉三十余カ所にあれども、長さ二、三十間より、四、五十間位にて、百間に余りたるは、わずか三、四カ所に有るのみにて、三十余の内、半は四坪、五坪位なる小泉なり。しかも湧勢強からざれば、炎旱には、碓舂、桔槔を用ゆる事、石田村に倍徒（数倍）せり。昼夜の分ちもなく汲み取るゆえ、民の手足は胼胝（ひび、あかぎれ）し、膏雨の下る間を、一睡の休みとばなすなり。

文政十一年の歳は、早魃殊に甚だしかりしを、一村の者、泉頭に立ち、足も腐るばかりにして、数十日汲み続け、毛見受けにも至らざりしとて、御賞誉あること左の如し、左の御文言にて、水利あしく、鬮村（全村）難儀なる事を知るべし。

一 米三拾俵

周布村百姓共

周布村の儀者、他領入交り候場所候処、兼々奴方相互に陸敷一和いたし候故、指廻ケ間敷事もこれなく、大郷

よって灌水をした場合には、地主もこの揚水の労力費をも担うつまり負担するという意味の「与荷米」という水利慣行が幕末ころから生まれてきた。

この慣行が行われていたのは、周布村の全湧泉掛りではなく、「北川（崩口川）大関」の上流八ヶ所（猿石掛り・草萩掛り・幸ノ木掛り・天王掛り・元松泉掛り・唐樋掛り・中瀬掛り・地藏堂掛り）のみで、関係耕地面積は、周布村の耕地全面積の約三分の一に当たる百数十町歩である。

(3) 与荷の種類

ア 荒田与荷 整地・植付に天然水のみに頼る能わず、人力または機械力で汲水して、植え付けを終わったときは、「荒田与荷」の名で、地主から作人に対して、反当たり一人役を補給する。

イ 一番与荷 荒田与荷の条件が具備して後、なお旱天が続く、人工汲水三〇日に至るときは、反当たり一人役を補給する。

ウ 二番与荷 一番与荷の条件の具備後、引き続き人工汲水一五日に達するときは、反当たり半人役を補給する。

之所、百姓少く、田地は在所より程遠く、作勝手悪しく、剷井手掛りの用水いささかにて、多分池水にて作毛を養い、旱の節に至て骨折、肥・修理等も能く行届き、去年は別て植付の頃より天気打続、格段水之手に骨折、足立之の者は残らず相懸り候て、足も水に腐候者も間々、これあり候得ども、潤雨迄は汲続ケ申合、右の痛所にも杖を突き、罷いで相働、毛見請にも至らず刈取候との品、地方役人より申し達しの趣、具に御聴に達し候処、右は兼々心得方よろしき故と、奇特の儀に恩召させられ候。之に依り米取らせ候様との御事に候。

八月五日（文政十二丑歳也）

この地区で早魃のとき活躍した勿釣瓶の支柱は、まるで港に集まった和船の帆柱のように林立していたが、明治の終わりにころには、田の隅の井戸も埋められてしまった。

(2) 人工灌漑と「与荷米」

人工灌漑をする場合の経費負担は、自作農の場合は、持高割で徴収し、小作地の場合は、根本的な用水施設は地主が、労力は小作人が負担するのが一般的な原則である。

ところが、常習的に用水難が起こるうえに、地主と小作の分化も進んでいた周布村では、労苦の激しい人工灌漑に

その後、天保十年の旱害のとき、「与荷米」の授受をめぐって、地主と小作人の間に紛争が生じた。このとき隣村玉之江の庄屋日野氏らの仲介斡旋によって、内済一札の交換となって「井手並与荷」が成文化された（天保十一年三月）。

エ 井手並与荷 与荷の慣行中最も重要なもので、主な条件は次のとおりである。

① 旱天が打ち続き、北川大関の本口から水取りが始まったならば、それより上流の泉掛りに対して、反一斗ずつの割合で飯料与荷を秋収納の節に用捨すべきこと。

② 北川大関掛りは、同所からの人工汲水が始まって以後日数十日を経たならば、反に米六升当たりを飯料与荷として秋に用捨すること。

③ 北川大関からの水取始めの時期については、小作人から地主に申し出て、地主百姓がこれを検分のうえ、相違なきことを確かめたならば、村役場へ申し出で、村役人中がこれまた検分のうえで定めること。

④ 水取中の与荷銭は、反につき五匁、なお日数の重なる。

るにおいては、またまた二匁五分あてを与える。

①は、早天のために流水が途絶したとき、北川の大関を堰止め、その流れが俗に「論所」と称している横田部落の試験田に入らなくなったときを規準として、以後人工灌漑である水車で汲水する場合は、その日数の長短を問わず、北川大関の上流に水源を持つ八か所の区域に対して、反当たり一斗の与荷が補給せられるという意味である。

要するに、「与荷」は、早魃の年に地主が小作料を下げざるわけにはいかなないので、臨時に用水費の一部を負担する特殊事例的な慣行であって、最初は恩恵的な用捨米として、小作料の中から差し引いて補給していたが、天保以後は、人工灌漑の特別労働に対する飯料としての補給米、あるいは分担分であることを明らかにしている。

明治以後になっても、この慣行は生きていた。大正十一年、唐樋泉掛り・中湧泉掛り・地藏堂泉掛りの耕作者（主として小作人）たちは、中湧ポンプ組合を設立して、ポンプ灌漑に切り換えた。ところが昭和三、四年に早魃が続いて、組合は、地主に対して三年の分のポンプ費について反

当九升の用捨米を、四年の分としては「荒田与荷」「一番与荷」として地主に反当二円五〇銭を要求することを議決した。

ここに俗に「一斗九升問題」と呼ばれる、小作人と地主の大紛争が起きて訴訟に発展した。

しかし、昭和八年四月、小作調停法による和議が成立し、天保以来の「与荷」の慣行を廃止し、小作側の設置したポンプ揚水施設の一切に関する債務を地主側が肩替わりするとともに、両者共営の組織とすることで円満解決を告げた。

またほかのポンプ組合も、これにならうものが続出した。

四 飢 饉

(1) 享保の大飢饉

ア 『享保十七壬子凶年覚書』

春雨度々降申候故、麦作例年之時分は天氣能候而、麦日和ニ逢申候。然共少分ニ御座候。上通今井、田野、吉田迄ハ小麦ニ赤手夥敷つき種子ニ成不申候。裸麦も同事也。五月

の節、同月十四日ニ入、是より雨降出し候而、閏五月廿八日迄降統、諸人殊外難儀仕候。是より夏作粟等も半作迄無御座候。所々六月廿日頃よりは風蝗付、諸人之悔不_レ及_レ申、七月朔日より益迄は諸社・諸寺等ニ於テ種々の祈禱有_レ之候。

此虫諸人うんか虫と申候。都而田の水も川の水も亦成申候而、くさく御座候。夫故益にも踊者も無く、七月十六日に御家老兩御奉行御見分ニ御出被遊、廿三日ニハ御手代衆小川五郎右衛門殿、新宮角七郎右衛門殿御出、早稲、早大唐之見付ニ而各田ニより無ニ成申も有、又は耆反ニ付糶五升、三升、随分能御座候は初年貢式斗迄ニ付申候。同月廿八日より御代官・御勘定・御手代衆中不_レ殘御出、大唐之見付早稲之通、残分の青キ分生気何ほどと御改被成候。古田三日新田二日かゝり八月二日仕舞申候。下作等ハ、早稲は地主六分下作四歩ニ致候。大唐ニ成候而は、地主七歩下作三歩ニ相定申候。土佐の国は半分吉、南土佐吉、西土佐悪し。伊予は四国ニ而大痛、宇和ヨリ松山迄青気なし。讃岐吉、備前・備中・備後等は耆歩通之いたみ、播磨より五畿内吉、紀伊国五万石余の痛、安芸・周防・長門大半痛と相聞候。

盆前ヨリ穀物小売無_レ之、小家之難儀不_レ及_レ申、都而下人男女等皆々障を出し、諸人の心も一日立と心得悪く成申候。

七月廿日頃ヨリ諸人わらびを掘、海川の魚・蛤等を取暮

候。前代末聞之大飢饉、後世諸食不_レ可_レ奢と若者共能心得嗜_レ給うべしと思われ候。

北条邑 矢野出雲義尚 八十余歳

この『覚書』のように、八十余歳にもなって、前代末聞の大飢饉に際会した鶴岡八幡の社司義尚は、北条村を中心とした当地方の様子を、気象状況と作柄やウンカの発生、並びに藩の見分、村内の生活の変化などをいきいきと述べるとともに、聞き取りながら四国・中国・近畿一円の被害状況を書いて、最後に「後世の若者よ、食べ物に奢ってはならない事を肝に銘じて欲しい」と訴えている。

享保十七年の夏から始まったこの大飢饉は、我が伊予国を中心にした関西一円のもので、罹災窮民は約二六五万人、餓死者一万二〇〇〇人、牛馬の損害一万五〇〇〇頭に及んだ。最もひどかった伊予各藩の被害は、表36のとおりでまことに悲惨というほかはない。

被害が大きかった直接の原因は、『覚書』にもあるように気象条件を挙げることができる。古来、水旱・冷気・霖雨・虫付が凶作の四大原因として恐れられていた。

ところが、享保十五年の五月に雹が降り、七、八月には

表36 伊予各藩の被害 (自享保17年11月至享保18年正月) 幕府側資料による

藩名	区分		餓死者	飢人	馬 牛 斃
	山	和			
松	山	藩	5,705人	65,573人	2,233匹
今	治	〃	113	26,553	
小	松	〃		5,411	
西	条	〃		22,678	100
大	洲	〃		30,500	20
新	谷	〃		6,330	
宇	和	島		56,980	
吉	田	〃		24,600	
計			5,818人	238,625人	2,353匹

通で、五分作は極めて例外であるような状態のところへ、ウシカの異常発生によって、米作も收穫皆無、あるいはそれに近いことが重なったためである。

イ 小松藩の対処

七月八日から各村の被害の注進が始まったので、庄屋たちを召集して虫害や飢人の状況を報告させ、害虫駆除について指導するとともに、役人七名で第一回の各村巡回を実施した。中旬になると、虫害は一段と激しくなり、月末には、村々の神社での祈禱はもちろん、狂気のように鐘、太鼓を打ち鳴らしたり法螺貝を吹いて虫送りをしたり、松明で虫害を試みた。

しかし、その効果もなく、被害はますます激しくなつて、稲作は全滅状態になった。このころ、町や村では飢人が増えてきて、旅人の行き倒れが目立ち始めた。

藩庁では、対策を協議した結果、江戸在勤中の藩主一柳頼邦に実情の報告をするとともに、救済金の工面を依頼し、藩士には減俸をして、お救扶持を支給することにした。八月に入って、江戸から応援のため帰藩した近藤源助以下二五名で、特別救済班を作り、各村の見回りや食糧調

蝗の大発生で不作であり、翌十六年にも、六月に霞が降りたり、豪雨と台風、長雨などの異常気象の徴候が見られていた。

享保十七年も長雨が続きたいうえに、ウシカの発生が重なつた。農学者大蔵常長が「湧くが如く生じて、稲葉の茎を食い大いに害をなす。」といっているとおりに、なかなかやっかない害虫であった。農葉の発達した今日でも、食い止め難いものであり、同時に関西地方は、ウシカ発生の気候的条件を作りやすい状況にあると言われている。

間接的な原因としては、封建社会の下で各藩の閉鎖性が強く、津留などによって物資の交流が困難であったことと、領主の劇しい収奪によって、貧困化した農漁民が多かつたことがあげられる。

事実、『小松藩会所日記』の飢人届の内訳を見ると、最初のころの届では非農家の貧民から飢人が出始め、時を追って貧農に移行していることが分かる。

なお、この享保の飢饉が、前代未聞と言われるほど大きくかつ急激であったのは、百姓や貧民の主要食糧である裏作の麦が、長雨のために收穫皆無、ないし二、三分作が普

査、金策・食糧の配給・医療対策などを担当した。また、藩士や庄屋、町年寄を飢人調査役に任命して、お救扶持が公平に配給されるように配慮した。

そして、八月七日から飢人には御領山の蕪掘りを開放した。しかし、中には馬を連れて乱獲する不届者もあつたので、庄屋が発行した木札所有者だけに制限した。続いて、粳五升宛の支給をし、更に、中国・九州の古米の有無ならびに価格を調査した末、尾道で米麦一〇〇石を買い付けて配給した(当時米一石は銀五七・八匁〜六四匁)。

一方幕府でも、西国の各大名から次々と出される「虫付損毛届」を見て、事の重大さに驚き、大坂にある幕府在庫米の解放や、大規模な廻米計画と五年年賦償還の拝借金(羅災地救済資金)の融通を実施するなど応急対策に狂奔した。

当市に関係する各藩のそれらの額は次のとおりである。

- (藩名) (廻米) (拝借金)
- 西条藩 三、六三七石四斗 三、〇〇〇兩
- 小松 八〇〇石 二、〇〇〇兩
- 松山 二一、五八八石 一一、〇〇〇兩

廻米計画によって、東北・東海・北陸の米を上方に廻し、伊予国の分は、越前米・宇都宮米・美濃米・作州米が今治港に荷上げされ、十月十八日には御廻米御用方阿倍伊右衛門も今治に到着して、二万石の米が大洲・松山・今治・小松・西条の各藩の関係者に渡された。

『小松藩会所日記』十月二十二日の項に飢人の数が書かれている。当市関係の村を中心にして拾うと、

今在家村 七〇人 広江村 三六人 北条村 二八六八人
周布村 四六八人 吉田村 一九八人 新屋敷村一二四八人
大頭村 一〇六八人 町 五一人

麦を作らない水田単作地帯の北条・広江・今在家の下三村が比較的多いようである。

小松藩は拝借金を基にして、およそ米八五〇石と味噌三〇〇貫余りを購入して飢人の救済に当たった。このような飢人扶持は九月から始められ、翌年四月十日まで約八か月続けられた。

この大飢饉の年の年貢高については、藩主から幕府に提出した「領分取箇届」に、

享保十二末年 惣取米四五〇二石七三三

な原因として、外様小藩の小松藩は、税も比較的安く、平素から善政を施し、しかも、この非常時に際しては、上下協力して木目細かい配慮をしたこと、例えば、御領山の解放による代用食の奨励、山から遠くて薪を取りに行けない今在家、広江、北条村の飢人に対しては、せめて冬には暖をとるようにと、小大束を一軒へ五束あて支給したり、藩医七人を総動員して、庶民が気安く診断治療ができるようにしたことなど、善政の力が大きかったのではないだろうか。

ウ 松山藩の対処

七月一日、虫害に驚いて、社寺での祈禱や毎晩鐘・太鼓で虫送りを始めた。七月十二日、藩では稲作全減の見通しから菜・大根・そばなどの畑作物に作付転換を許可する「百姓勝手たるべし」の御触を出した。十三日には、家老水野吉左衛門宅に郡奉行・諸郡代官を召集して、担当区域の村々を大痛・中痛・並に分けて状況調査をするよう命じ、翌日から実施し始めた。一方、七月二十日、家臣たちには「人数扶持」にする旨言い渡した。

松山藩内で最も被害の大きかったのは、伊予郡方面であ

田方畑方共(ただし、小物成は除く)

十三申年 四三六二石八五

十四酉年 三七〇三五二四

十五戌年 四二七三石九六

十六亥年 三九八七石七七

平均一か年 四一六五石四九

◎当 十七子年

四〇七石七九

畑方ニ而御座候

とあって、畑地の年貢として、屑米がそれも平均年額の約一割くらい納まっただけで、百姓の夫食にはなるもの、年貢米にはならず、取箇は皆無でございませと注がついている。

このような状況下で、全領民一万三〇〇〇人中その四割強の五〇〇〇人が飢人になりながらも、一名の餓死者も出さなかつたことはまことに幸いであつた。その一つの大きかつた。降り続く霖雨のために、麦は収穫皆無、漁民も漁労不能でわずかに蓄えた雑穀も食い尽くし「植付勝手」で許可された作物による雑炊・葛根・わらび・稗・糠・海藻なども乏しくなり、六月下旬からは餓死者も出始め、七月十六日ころから城下町松山へ「袖乞」が群れをなして押しかけるようになったが、藩はこれを禁止した。九月二十三日には、後に義農作兵衛として有名になつた筒井村の作兵衛が麦種を枕に餓死した。十月二十八日、藩は各郡に稗の実・糠・醬油の実を分配した。

このような状況なので、米価はしだいに高騰し、十四年に二俵が銀二十四、五匁であつたものが七月末には一一倍の二八〇匁となり、十一月五日には三〇倍の七五〇匁になつて、金はあつても米が買えない状況にまでなつた。

この大飢饉の被害は、十一月十九日付けの藩から幕府への「虫付損毛届」で、餓死者三四八九名。うち男二二一三人女一二七六八、牛馬の斃死三〇〇〇と報告されるまでに至っている。十月には幕府からの廻米と拝借金を受け、十二月七日に幕府からの上使井戸平左衛門が御用米調査に来松した。十二月十九日藩主の定英は「其領土餓死者多く裁

許不行届」の旨をもって、翌年四月まで差控（謹慎）の処分を受けた。

十八年正月三日から郡奉行園田藤太夫が周布・桑村の両郡に出張し、庄屋など村役人を召し連れて村々を巡回し、被害の大・中・並別の調査や、着る物のない者の調査をして、御救米を一定の割合で支給することを約束している。ちなみにお救米（飢扶持）は、十七年中は一日に三勺六才、十八年正月から五勺。正月四日に塩七〇俵、味噌四〇〇〇貫を一三郡に分配し、薪として「御山」を解放した。お救い米は、六日から一合になった。

全国で最も飢饉の激しかった松山藩は、最初災害を軽視してその対策を怠り、死骸が辻々に数え切れなく横たわるようになってから、初めて救済に奔走した。しかし、十七年中には成果を上げることができず、幕府の廻米や拝借金によって、十八年の正月からやっと本格的な救済が始まり、効果も出始めたのが実情らしいようである。

差控の処分を受けた藩主は、心労のためか、それが解けて間もない五月に気絶してにわかに死去した。

ニ 西条藩の被害ならびに財政再建と一揆

西条藩では、享保十七年十一月の『虫付損毛留書』によると、虫付損毛のため大減収となり、取箇高本田は六〇五七石余、新田は一〇九九石余で、平年作の半分以下であった。餓死者は無かったが、飢人は享保十七年に一万六八八四人、享保十八年は二万二六七八人に及んだ。その後藩では、このとき幕府から借りた救済資金三〇〇〇両の返済や、このとき以来年貢率を三ツ五分の低率に下げたことによって、藩の財政は難澁を極めるようになった。

財政再建の担当者となった家老鷲見藤左衛門は、儉約令を出したり、御用銀を命じたりしたが、根本的な解決には至らず、ついに宝暦三年（一七五三）秋、領内一円の検見を実施して、従来より一割増の平均四ツ五分の免を十一月七日、大庄屋・庄屋を西条に召集して申し渡した。

これに対して減免を求める農民たちは、十二月十日加茂川河原に集結して、中心人物の郷村の平兵衛らが藩に強訴し、首謀者たちは処刑されたが、農民の要求を入れて免は「四ツ余」とすることになった。この一揆を「西条三万石騒動」と呼んでいる。

表37 その後の災害年表（今在家村）

年号	西歴	永々誌日記覚帳		年号	西歴	災害
		災害	難澁人 藩の救済			
明和7	1770	大早魃、飢饉		文化4	1807	暴風雨、洪水
9	1772	暴風雨、洪水		5	1808	暴風雨
天明2	1782		用捨米60石9斗8合	6	1809	大早魃
			用捨米45石	13	1816	暴風雨
3	1783	浅間山噴火大飢饉	55人 1日1合	文政10	1827	飢饉
4	1784	冷害、大飢饉	7人 2月7日～4月1日1合と大豆1合5勺	13	1830	不作、飢饉
5	1785	東北大飢饉		天保3	1832	飢饉
6	1786	大雨、洪水	用捨米58石	4	1833	冷害、洪水、飢饉
7	1787	麦作不作大洪水		5	1834	飢饉
8	1788	全国大飢饉洪水	43人 2月17日～4月30日1日1合	6	1835	暴風雨、洪水
9	1789		52人 2月13日～5月1日	7	1836	長雨、大飢饉
寛政4	1792	大風雨大洪水	116人 1人に1升5合	8	1837	流行病、飢饉
5	1793		41人 2月11日～4月1日1合	9	1838	米価高騰、飢饉
6	1794		寛政2年から、下三ヶ村の難澁人に出来米3斗あててくださる	11	1840	赤痢流行
7	1795			弘化5	1848	暴風雨、洪水
				嘉永3	1850	洪水
10	1798		27人 3月16日～4月29日	6	1853	早魃、大凶作
享和1	1801	時行病		安政1	1854	大地震
2	1802		48人	2	1855	飢饉
3	1803		37人	4	1857	地震、洪水
天保7	1836	大飢饉	72人 (藩全体は表38を参照)	5	1858	コレラ流行
8	1837	大飢饉		6	1859	コレラ流行
				7	1860	長雨、凶作
				文久2	1862	ハンカ、コレラ流行
				元治2	1865	早魃
				慶応2	1866	暴風雨、洪水、凶作
				3	1867	大早魃

(2) その後の大飢饉

享保の大飢饉以後も表37のように異常気象による凶作が多く、特に天明から享和年間の二〇年間は、慢性的な飢饉が続いている。天明三年(一七八三)の浅間山の噴火と噴煙による冷夏長雨で、中国・四国・九州を始め、特に奥羽地方は、冷害による大飢饉になり、以後凶作・飢饉が四、五年も続いた。

今在家村の庄屋近藤氏の『永々誌日記覚帳』の中に今在家一村だけに限定されているが、この時代の難民の数や小松藩の救済状況をうかがい知ることができる。

更に、天保三年(一八三三)から同じような異常気象によって、連続的な凶作が続いていたところ、天保七年(一八三六)はまた冷夏長雨で大飢饉となった。米価は、高騰して翌年大坂奉行所の大塩平八郎が乱を起こしたことは余りにも有名である。この飢饉のときの小松藩領内の難民者は表38のとおりである。

享保・天明・天保の大飢饉を近世の三大飢饉と呼ぶが、これに次ぐような飢饉はたくさんあったのである。

表38 小松藩 天保の飢饉難民者数

村名	人数	村名	人数
今在家村	七二	妙口村	二三一
広江村	五六	大頭村	四九
北条村東	一〇三	大郷村	一八〇
北条村西	一二三	千足山村	六〇
周布村	六三	下島山村	三二三
吉田村	二〇〇	半田村	一四六
北川村	四五	大生院村	六七三
南川村	二三	萩生村	五九〇
新屋敷村	五〇	計	三〇五〇

(五) 疫病禍

(1) 飢饉と疫病

凶作や飢饉のときには、神仏への祈禱に頼ることが多かったが、為政者は、過去の経験から飢饉になると栄養不良、抵抗力の低下によって、疫病にかかりやすいことを知っていた。天明三年の大飢饉の翌年五月に小松藩は、各村の庄屋に対して「疫病流行時御薬方御触」を出し、村民に周知徹底させている。

この御触は、大飢饉の享保十八年三月に、幕命によって

医師望月三眞と丹羽正伯が、凶年之節辺土の者が雑食して中毒が多く、また、飢饉の後には必ず疫病が流行するので、これを防ぐために、いろいろの医書から簡便な処方箋十二ヶ条を「時疫流行之節此薬を用いて其煩をのがるべし」という標題の下に書いたものである。二、三項目をあげると、

- 一、時疫ニハ大つぶなる黒大豆を煎りて、菅合かんぞう菅刃水ニテせんじ出、時々これを飲めばよし(右『医渥』に出る)。
- 一、時疫ニハ茗荷之根と葉をつき碎、汁をとり多く飲てよし(右『時後備急方』出ル)。

一、一切の食物ニ当り苦しむニハ大麦の粉をこうばしく煎つて白湯ニテ度々飲てよし(右『本草綱目』出ル)。

(2) コレラ(暴病)の蔓延

ア 小松藩内の状況

安政五年(一八五八)に長崎から流行し始め、発病後嘔吐と激しい下痢が続いて、一、二日でコロリと死亡するといふ恐しいコレラ(暴病)が、たちまち全国に蔓延した。翌六年にも発生して、当地方では、七月一日から猛威をふるい始めた。『小松藩会所日記』の安政六年七、八月頃から

の記録をみると、家中では、神野外記がこの病で死亡し、家老の喜多川又三郎も死亡のため、二日間鳴物を停止した。藩医瀬川元長も罹病し、小松町内でも死亡者が出始めたので、藩では昨年同様に、鉄砲は「悪気を払い人氣を引立たす」一助にもなるというて、御足軽一〇名に命じて武家屋敷・下町を中心に、町方や新屋敷村でも鉄砲を打ち鳴らさせた。

一方、吉田村の社司首藤長門からは、二夜三日の御祈禱のお札の献上があり、小松の町からは、三島・高鴨両社の神輿を担いで、町中をねり歩きたいとの願い出があつて許可はしたが、武家屋敷(家中)に入ることは、前例がないので差し控へさせた。また、北条東・西からも悪病流行のうえ、稲作も少々虫気の様子なので、鳴物入り百万遍念仏で相送りたいと願い出し、新屋敷村からも鳴物入り悪病送りの願い出があつて許可した。

八月に入って藩医永野良節は、今治城下の医師半井梧菴が流行病の新治療法を開発したと聞いて、暇を取って研究に出張した。帰藩後、新法の甘汞剤(水銀)を使用する治療法を近辺の者には直接に、郷医に対しては手紙で指導し

た。

八月二十三日、藩でも高鳴・三島の両社ならびに横峰寺・香園寺へ「上下無病、国家安全」の二夜三日の御祈禱を命じた。

ところが、九月に入っても流行病は治まらず、新居郡の四か村はやや沈静したものの、町と北川村などは最もひどくなくなってきた。しかし十月末にはほとんど終息した。このときの死亡者は、計一三七名で領内人口の一パーセントに当たり、その内訳は表39のとおりである。藩では再度の流行に備えて、医師近藤鼎吉を研究のため京撰の地に派遣するとともに、治療に活躍した永野良節を御中小姓格に取り立て、六石御加増で十石高とし、置薬種料銀一〇枚をくだされた。

イ 松山領大新田村のコレラ

大新田村では、総人口三百余人のうち、四分の一に当たる六九名の死亡者が出るほどコレラが猛威をふるった。壬生川の庄屋一色範序の長男ながら医金子家を継いでいた金子一堂が、予防ならびに治療に腕をふるって、短期間にこれを終焉させ、名医と仰がれた。彼は後に父範序の私塾

表39 安政六年流行コレラ死亡者数(小松藩)

村名	男		女		計	村名	男		女		計
	今在家村	広江村	北条村西	北条村東			北条新田	吉田村	北川村	新屋敷村	
今在家村	2	2	1	1	3	妙口村	11	1	3	3	14
広江村	2	2	6	3	8	大頭村	1	2	2	2	3
北条村西	3	3	1	1	6	大郷村	1	0	0	2	2
北条村東	5	5	1	1	6	千足山村	1	1	1	3	3
北条新田	1	1	0	0	1	上島山村	3	1	3	1	4
吉田村	11	11	7	0	18	半田村	0	2	0	2	2
北川村	6	6	5	7	11	大生院村	3	1	1	1	4
新屋敷村	14	14	8	5	22	萩生村	3	4	2	4	11
両郡村々合計	67					42					109
城下町宗門の外	2		13		15	3		10		13	23
総計	82		55		137	5		23		28	165

の跡を継いで、町の子弟の教育に当たった。

六 火 災

正保四年(一六四七)十月三日、壬生川村に大火があり、全戸数の六割が焼失して、鷲森神社の足利尊氏献上の太刀・鎧・朱印状を始め鷲森城の一の木戸、二の門も焼失し

たと言ひ伝えられている。また、寛文二年(一六六二)壬生川村に火災があった節、庄屋与左衛門の居宅土蔵まで類焼して重要書類を焼失したことや、享和三年(一八〇三)八月九日夜丑刻に大火災があつて、一〇九軒焼失したので幕府に届けたという記録がある。

江戸時代の消防組織については、江戸では大名火消、定火消(旗本)と自衛手段から組織された町火消などがあり、各藩の村にも、お定村火消と呼ぶ消防組織があつた。

当時の消防技術は、いわゆる破壊消防だけで、唯一の消防器械である竜吐水(ポンプ)が長崎で発明されたのが宝暦四年(一七五四)であつて、これも火を消すほどの威力はなく、人家密集地で火災が起ると依然として大火になりやすかつた。

小松藩では、城下町が火災のときは、藩から町掛りの役人が出動して指図をし、町の者は足の立つ者は全員出動し、近隣の村からは、村役人と火消人足が駆けつけることになつていた。

村においては、今在家庄屋の『永々誌日記覚帳』によると、この村の火消人足一五人とあるほかに「火番組合人足

札渡し写」(天明元年)には、纏提灯持ち二名のほかに、二名あての組み合わせ二三組の氏名が書かれている。なお、村に出火があつた場合には、庄屋は火元に謹慎を申し付け、焼失面積を調べて藩の御役場に報告することになつていた。その後藩から徒士目付が見分に出張したときは、村役人が委細を説明し、焼失・慎御免の節は御礼あいさつには及ばないことになつていた。

11 郷土の特産品の起こりとその先覚者

(一) 和紙の製造

(1) 伊予の和紙

伊予の和紙については、『延喜式』に温泉郡 橘郷、風早郡粟井郷、喜多郡久米郷・新谷郷に紙が生産されていたことが記されており、中世の古文書にも伊予産の奉書紙が使用されている。

戦国の末期の天正時代に、宇和郡野村の兵頭太郎右衛門は、主家西園寺公広が長曾我部氏に滅ぼされた後、出家して仙貨居士と称し仙貨紙を考案した。それは、楮にトロロ